

【医療情報取得加算について】

当院は、質の高い医療を提供するため、患者様の診療情報を取得・活用できる体制を整備しております。この体制に基づき、「医療情報取得加算」を
令和7年5月1日より算定させていただきます。

○当院では、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用を推奨しています。
- ・患者様の診療情報を取得・活用しています。

「医療情報取得加算」の算定点数

診療行為	算定頻度	点数	備考
初診時	月に1回	1点	マイナ保険証のご利用有無にかかわらず
再診時	月に1回 (3月に1回)	1点	マイナ保険証のご利用有無にかかわらず

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

横浜市総合保健医療センター診療所

センター長 塩崎一昌